

## はじめに

### 条例改正の経緯

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が、平成24年8月29日に成立、9月5日に公布され、政務調査費に関する規定の改正も行われた。これを受けて、本市議会では、平成24年12月議会において、「高槻市政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を行った。

改正地方自治法では、第100条第14項において、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならない、とされた。また、新たに改正法第100条第16項で、議長に、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを課している。

そこで、今回の地方自治法の一部改正を受けての、本市議会の対応であるが、本市議会では、平成19年に「議会活動等検討会議」を設置し、政務調査費について、使途基準の厳格化や証拠書類の添付義務、議長の調査権など、透明性の確保について議論を重ね、平成19年の12月議会において、条例の全部改正（平成20年度政務調査費から適用）を行ったところであり、平成24年10月17日開催された議会運営委員会において、今回の条例改正では、政務活動費を充てることができる経費の範囲の見直しは行わないこととした。

今回の地方自治法の一部改正を受けての、本市条例の改正内容は以下のとおりである。

まず、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改められたことに伴い、条例名及び該当条文の文言を整理、併せて、その他例規としての体裁を整えるため、いくつかの文言の整理を行った。

つぎに、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない、との法改正を受けて、新たに、第5条の2の規定を設け、旧の条例施行規則の第7条に規定していた、別表「経費使途区分」を、そのまま、条例の別表とした。

つぎに、政務活動費の使途の透明性の確保については、旧条例第9条及び第10条において、会計帳簿、領収書等の証拠書類の議長への提出、及び、議長の調査権の規定を設けており、また、議会ホームページにおいて、「政務調査費の手引」及び「政務調査費収支報告書等」をすでに公開しており、政務活動費の使途

の透明性は十分に確保されているものと考えており、議長の調査権の条文は現行のままとした。

つぎに、附則の第1項で、本条例の施行日について、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する、旨を規定した。

なお、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年法律第27号）が平成25年2月6日に公布され、改正地方自治法の政務活動費に関する規定の施行期日は、平成25年3月1日とされた。

最後に、附則の第2項において、経過措置として、政務活動費の交付に関する条例の適用は、改正地方自治法の施行日以後に交付される政務活動費からとする条例適用の例外規定を設けた。

以上の経緯から、このたび、平成20年3月に発行した「政務調査費の手引」に修正を加え、議員各位の政務活動費の適正な執行と、円滑な事務処理に資するため、「政務活動費の手引」を発行した。

## 1. 条例の趣旨及び要点

### 本市条例の4つの柱

前述のとおり、本市条例は、平成19年の12月議会において、条例の全部改正（平成19年条例第36号）を行ったところであるが、政務活動費の交付の意義を明確にするとともにその執行の透明性をより高めることを目的としており、それを実現するため、次の4点を改正の柱としている。

1つは、政務活動費の交付の意義を明らかにするため、条例において政務活動費を充てることのできる政務活動を定めた。

2つは、政務活動費の交付の対象を会派から議員へ変更した。

3つは、収支報告書に領収書等の証拠書類の添付を課した。

4つは、議長の調査権を定めた。

### 政務活動費の交付の意義及び政務活動の定義

地方自治法において、政務活動費は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」と規定されている。これを受け、条例第2条において、「政務活動費は、議員の職務が住民意思を代表し、政策を形成することであることに鑑み、議員の政策形成能力及び高槻市議会（以下「議会」という。）の審議機能を高めるための調査研究に関する活動（以下「政務活動」という。）に必要な経費」とあり、その意義を明らかにした。

また、条例第5条において、政務活動を具体的に「（1）議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動、（2）市民、各種団体関係者等（以下「市民等」という。）からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動、（3）議会活動等に関し市民に対して行う広報活動、（4）前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動」と定め、この4項目を政務活動費を充てることのできる政務活動と規定した。後述する会派共用費についても同様である。

なお、今回新たに、第5条の2の規定を設け、「政務活動費を充てることのできる経費の範囲」を、別表として規定した。

議員は、これらの規定に基づき、政務活動費執行の説明責任を果たす必要がある。

## 交付の対象

平成19年の条例の全部改正により、政務活動費の交付の対象を会派から議員に改めた。この改正の趣旨は、地方分権の進捗が著しい今日、市議会においても、市政に関する調査研究活動を行うに当たり、各議員が専門性を一層発揮しながら、自主的に決定し、その説明責任を自ら果たすことがより求められていることから、それに対応し、あわせて政務活動の透明性を高めようとするものである。

一方、会派として政務活動を行うことも考えられるため、会派に所属する議員は、交付を受けた政務活動費を会派が行う政務活動のための費用（会派共用費）として使用することができるとしている。

## 領収書等の証拠書類の添付

政務活動費の執行に係る透明性を高めるため、政務活動費の交付を受けた議員及び会派共用費を徴収する会派は、いずれも領収書等の証拠書類を添付した収支報告書を議長に提出することにした。この結果、領収書等の証拠書類は議会の保有する公文書となり、原則公開される。

## 議長の調査権

議長は、議員及び会派共用費を徴収した会派が提出した領収書等の証拠書類を添付した収支報告書を必要に応じ調査することができ、政務活動費を充てることができる経費の範囲に従い使用されていないと認めるときは、その修正を求めることができるとした。このことにより、市議会全体として政務活動費の適正な運用を図ろうとするものである。

## 2. 政務活動費の交付に関する条例の解釈と運用

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、高槻市議会議員（以下「議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定された。本条は、この規定を受け政務活動費の交付に関し必要な事項を定めることを条例制定の趣旨として規定したものである。

### (政務活動費の交付)

第2条 政務活動費は、議員の職務が住民意思を代表し、政策を形成することであることに鑑み、議員の政策形成能力及び高槻市議会（以下「議会」という。）の審議機能を高めるための調査研究に関する活動（以下「政務活動」という。）に必要な経費として、議員に対して交付するものとする。

議員の職務は、議会審議や議員活動等を通じ、住民の意思を代表し、政策を形成することである。そこで、本条において、政務活動費は、議員の職務に照らし合わせて、議員の政策形成の能力や議会の審議機能を高めるための調査研究活動を行うのに必要な経費として交付するものであること、また、交付の対象は議員であることを定めている。

(政務活動費の額)

第3条 政務活動費の月額は、議員1人につき70,000円とする。

政務活動費の額を月額70,000円と定めたものである。なお、この金額は、平成13年2月の高槻市特別職報酬等審議会の答申を受けて決定されたものである。

(交付の方法等)

第4条 政務活動費は、四半期ごとに、当該四半期に属する最初の月（以下「交付月」という。）の初日に在職する議員に対し、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、1の四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、1の四半期の途中において議員となった者に対する政務活動費は、当該議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合にあつては、当月）に、当該議員となった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合にあつては、当月分）から当該四半期の最終月までの政務活動費を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、1の四半期の途中において、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、その者は、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合にあつては、当月分）以降の政務活動費を市に返還しなければならない。

4 政務活動費は、交付月の15日（その日が高槻市の休日を定める条例（平成2年高槻市条例第27号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日）に交付する。ただし、これにより難いときは、市長が別に定めるところによる。

本条の第1項は、政務活動費の交付の基本となる方法として、毎年度4月、7月、10月と翌年1月に、それぞれの月の初日に在職する議員に対し、3か月分の政務活動費を交付することを定めたものである。ただし、市議会議員の改選が行われる場合にあつては、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付するとしている。このただし書規定に従うと統一地方選挙によって任期が4月末日までとなっている現状であれば、改選の年度は4月分が交付されることになる。

第2項は、市議会の改選や議会の解散による選挙等により、1の四半期の途中で議員となった者に対する政務活動費の交付方法について定めたものである。この場合、議員となった日が、その月の初日に当たる場合にあっては、その月分を含めて交付されることになる。

第3項は、四半期の途中で辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によって議員でなくなった場合の当該議員の政務活動費の返還義務について定めており、議員でなくなった日がその月の初日に当たる場合にあっては、その月分を含めて返還しなければならないとしたものである。

第4項は、政務活動費は、毎年度4月、7月、10月と翌年1月の各15日（その日が休日になるときは、その前の日）に交付することを定めたものであり、ただし書は、第2項の場合のように、それができないときは、市長が、別に定めることを規定したものである。

**（政務活動）**

**第5条 政務活動は、次に掲げる議員としての活動とする。**

- (1) 議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動**
- (2) 市民、各種団体関係者等（以下「市民等」という。）からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動**
- (3) 議会活動等に関し市民に対して行う広報活動**
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動**

本条第1項は、第2条において、政務活動費は政務活動に必要な経費として交付するものとするとして規定したことを受け、政務活動を総括的かつ具体的に規定したものである。

まず、第1号は、市長が提案する議案等の議会審議に係る案件や市政に関する課題に関し、あるいは条例等の団体意思形成や意見書等の機関意思形成にかかわり自ら政策立案する案件に関し、議員が行う調査研究や情報収集を行う活動を政務活動と規定したものである。

次に、第2号は、市民、各種団体関係者等の相談や要望・陳情等への対応、意見の聴取、あるいは行政関係者等からの意見の聴取など、市民等からの意

見聴取や情報収集のための活動、また、市民等との意見交換のための活動など、幅広い広聴活動が政務活動として不可欠であることから、それらの活動を政務活動と規定したものである。

次に、第3号は、市政に関する調査研究活動や議会活動あるいは市の政策について、議会活動報告会等を開催することや議会活動広報紙を発行し幅広く広報を行うことは、市民等に議員の活動を広く知らせることであり、そのことにより市民等の意思を的確に収集、把握することにも資する有意義な活動であることから、これらの活動を政務活動と規定したものである。

次に、第4号は、研究会や研修会などの開催や他の団体等が開催する研究会や研修会などへ参加することなどは、政務活動能力の向上に資する有益な活動と考えられるが、これらこれまでの3号に掲げる活動以外のもので、議長が必要と認める活動を政務活動とすることを規定したものである。

**（政務活動費を充てることができる経費の範囲）**

**第5条の2** 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表の左欄に掲げる費目の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

**2** 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動に係る前項の経費の範囲において政務活動費を使用しなければならない。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）第100条第14項後段において、新たに「当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されたことを受けて、条例に本条の規定を設け、政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定した。なお、政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定した別表は、旧条例施行規則の第7条で規定していた、別表「経費使途区分」を、そのまま、新条例の別表としている。

第2項は、政務活動費の交付を受けた議員は、第1項に定める別表に従い政務活動費を使用しなければならないと、政務活動費を充てることができる経費の範囲の遵守義務を定めたものである。

(会派共用費)

第6条 議会の会派（以下「会派」という。）に所属する議員は、交付を受けた政務活動費の全部又は一部を当該会派が行う政務活動に必要な経費（以下「会派共用費」という。）として、使用することができる。

2 前2条の規定は、会派共用費について準用する。

政務活動費は、議員に対して交付するものであるが、これまで交付の対象を会派としていたため、今後も会派として政務活動を行うことが考えられる。また、会派として行う政務活動が部分的に存続することも考えられる。そこで、本条第1項は、会派に所属する議員は、交付を受けた政務活動費の全部又は一部を、所属する会派が行う政務活動に必要な経費として使用できると、政務活動費の使用の例外を定めたものである。

第2項は、会派共用費に充てることができる経費の範囲は、前2条に定める議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲と同じであり、また、会派は、会派共用費に充てることができる経費の範囲に従い会派共用費を使用しなければならないと、会派の政務活動費を充てることができる経費の範囲の遵守義務を定めたものである。

(会派共用費の届出等)

第7条 所属する議員から会派共用費を徴収しようとする会派の代表者は、あらかじめ、その旨及び徴収しようとする会派共用費の額を議長に届け出なければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに議長に届け出なければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに議長に届け出なければならない。

本条は、会派共用費に関する規定で、まず、第1項は、会派に所属する議員から会派共用費を徴収しようとする会派の代表者に対して、年度当初に会派共用費を徴収すること及び徴収しようとする会派共用費の額を議長に届け出ることを義務付けたものである。なお、施行規則で届出を議長が公表することを定めており、届出内容は市民に対して公表されることとなる。

第2項は、第1項の規定による届出事項に変更が生じた場合の会派の代表

者の議長への届出義務を定めている。ただし、議会活動等検討会議の協議の結果、徴収しようとする会派共用費の額は、年度当初にあらかじめ届け出て、その年度内は額を変更しないことになった。したがって、条例施行規則によって会派共用費変更届書を提出することになるのは、会派の名称変更、会派構成員数の変更、会派異動により会派共用費の徴収を廃止する場合などである。会派異動により、新しく会派が結成され、当該会派が会派共用費を徴収することになる場合は、第1項の規定により届け出るようになる。

第3項は、会派共用費を徴収している会派が解散したときは、会派解散届書を速やかに議長に届け出ることを義務付けたものである。

(経理責任者)

**第8条 会派共用費を徴収しようとする会派は、会派共用費の収入及び支出に関する経理責任者を置かなければならない。**

本条は、会派共用費を徴収しようとする会派に対して、会派共用費の収入及び支出に関する事務あるいは会計帳簿の調製及び収支報告などの経理事務を行う責任者を置くことを義務付けたものである。

(政務活動費収支報告書等の提出)

**第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、毎年5月31日までに前年度に交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出について、別表の左欄に掲げる費目の区分に従い政務活動費収支報告書を作成し、当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。**

この場合において、会派共用費を支出した議員は、当該会派共用費の支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類の添付を省略することができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、議員でなくなったときは、議員であった者（死亡した議員にあつては、その相続人）は、当該事由の生じた日から30日以内に政務活動費収支報告書を作成し、当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。

3 第1項前段及び前項の規定は、会派共用費について準用する。この場合において、第1項前段中「政務活動費の交付を受けた議員」とあるのは「経理責任者」と、「交付を受けた政務活動費」とあるのは「所属する議員

から徴収した会派共用費」と、「政務活動費収支報告書」とあるのは「会派共用費収支報告書」と、前項中「前項前段」とあるのは「次項において準用する前項前段」と、「議員でなくなった」とあるのは「会派が解散した」と、「議員であった者（死亡した議員にあつては、その相続人）」とあるのは「当該会派の経理責任者であった者」と、「政務活動費収支報告書」とあるのは「会派共用費収支報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

本条の第1項は、政務活動費の交付を受けた議員は、毎年5月31日までに前年度分の政務活動費収支報告書を作成し、会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならないとしたものである。領収書等の証拠書類とは、政務活動費支出書及びその支出に係る領収書（領収書を徴収できなかった場合には、政務活動費支払証明書によることとなる。）、及び政務活動費の交付に関する事務処理要領において作成を義務付けられ収支報告書に添付することとなる文書である。なお、会計帳簿、領収書等の証拠書類は、いずれも原本を提出することを要する。

後段の規定は、条例第6条により会派共用費を支出した議員は、本条第3項において会派共用費を徴収した会派に対して、政務活動費収支報告書等と同じ内容の会派共用費収支報告書等の提出を義務付け、会派共用費の使途の透明性を確保していくことから、当該共用費の支出について議員個人としては、支出の内容の証明を要しないとする免除規定である。したがって、会派共用費を支出した場合には、議員は、当該会派から取得したその金額に相当する領収書のみを添付すればいいことになる。

第2項は、第1項の例外として、議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったとき、議員であった者（死亡した場合はあればその相続人）は、そのことが起きた日から30日以内に政務活動費収支報告書等を議長に提出しなければならないことを義務付けたものである。

第3項は、本条の第1項及び第2項の規定が、会派共用費を徴収した会派にすべて適用されることを定めたもので、この規定により、会派共用費を徴収した会派は、毎年5月31日までに前年度分の会派共用費収支報告書を作成し、会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならないことになる。また、会派が解散したときも、30日以内に会派共用費

収支報告書等を提出しなければならない。なお、会派共用費に関するこれらの事務は、第8条により置かれる経理責任者が担うことになる。

(議長の調査権)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用を図るため、前条の規定により提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書（これらの報告書に添付される証拠書類を含む。第12条において同じ。）について、必要に応じて調査することができる。

2 議長は、政務活動費が第5条第1項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の用途基準に従い使用されていないと認めるときは、その修正を求めることができる。

政務活動費は議員に対して交付されることから、その執行については、基本的に各議員がそれぞれ自己決定し、自ら説明責任を負うことになるが、市議会全体としても政務活動費の適正な運用を図る必要があるため、本条において議長の関与を定めたものである。

第1項は、提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書（これらの報告書に添付される領収書等の証拠書類を含む。）について、議長は、必要に応じて調査することができるとしている。具体的には、議員及び会派共用費を徴収する会派に対して、四半期ごとに会計帳簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、点検と確認を行い、年度区分、経費費目、計算等誤りがあれば、修正や補正を求める。なお、必要に応じ助言を行う。

第2項は、本条例第5条及び同第5条の2に定める政務活動及び政務活動費を充てることのできる経費の範囲に従い、政務活動費又は会派共用費が使用されていないと認めるときは、議長は、議員又は会派に対して、その修正を求めることができるとしたものである。なお、修正を求める内容は、政務活動費の適正な運用を図る観点から、政務活動及び政務活動費を充てることのできる経費の範囲に照らして適正性を欠くと判断される事柄である。

なお、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）第100条第16項において、新たに「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に務めるものとする。」との規定が設けられたが、政務活動費の用途の透明性の確保については、旧条例第9条及び第10

条において、会計帳簿、領収書等の証拠書類の議長への提出、及び、議長の調査権の規定を設けており、また、議会ホームページにおいて、「政務調査費の手引」及び「政務調査費収支報告書等」をすでに公開しており、政務活動費の使途の透明性は十分に確保されているものと考えているところであり、条文は現行のままとした。

**（政務活動費等の返還）**

**第11条** 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動に必要な経費として支出した総額を控除した額に残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市に返還しなければならない。

2 前項の規定は、会派共用費について準用する。この場合において、同項中「議員」とあるのは「経理責任者」と、「交付を受けた政務活動費」とあるのは「所属する議員から徴収した会派共用費」と、「政務活動費」とあるのは「会派共用費」とそれぞれ読み替えるものとする。

政務活動費は、政務活動に必要な経費として交付されるものであり、政務活動に要した経費が交付を受けた政務活動費より多い場合、交付額が上限となる。一方、政務活動に要した経費が交付を受けた政務活動費より少ない場合にどう取り扱うのか。これについて定めたのが本条の規定である。第1項は、政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動に必要な経費を支出した後、年度末に政務活動費に残余額がある場合、その残余額を市に返還しなければならないことを定めている。

第2項は、会派共用費を徴収した会派に対しても第1項の規定を準用することを定めたもので、会派共用費を徴収した会派は、会派が行う政務活動に必要な経費を支出した後、年度末に徴収した会派共用費に残余額がある場合、その残余額を市に返還しなければならないことを定めている。

このことにより、政務活動費の交付を受けた議員及び会派共用費を徴収した会派は、いずれも残余額を市に返還しなければならないこととし、議員と会派との間で精算行為をしないことを明らかにしている。

(政務活動費収支報告書等の保存)

第12条 議長は、第9条の規定により提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

本条は、議員及び経理責任者から提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書（これらの報告書に添付された領収書等の証拠書類を含む。）を、議長は、提出期限である5月31日から5年間保存しなければならないと定めたものである。この規定により、従前、会派で5年間保存されていた会計帳簿、領収書等の証拠書類は、議会において5年間保存されることになり、議会保有の公文書として情報公開に供されることになる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

本条は、条例で定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定めるとした委任規定である。

なお、市長が定めるもののほか、事務手続き等の細部について、議長が定めることもある。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成20年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成19年度までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第79号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査

費については、なお従前の例による。

3 高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表市長高槻市特別職報酬等審議会の項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則第1項は、この条例の施行期日を平成20年4月1日とするもので、第2項は、本条例が、平成13年に制定された高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正であることから、それぞれの条例の適用区分を定めたものである。

附則（平成20年9月30日条例第22号）第1項は、この条例の施行期日を平成20年9月30日とするものである。

なお、この条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）第100条中政務調査費に係る2項が、繰り下げられたことによるものである。

附則（平成24年12月19日条例第79号）第1項は、この条例の施行期日を地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する、とするものである。

なお、改正地方自治法附則第1条の政務活動費に関する事項の施行は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する、と規定されているが、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第27号）が平成25年2月6日に公布され、政務活動費に関する事項の施行期日は、平成25年3月1日とされた。

第2項は、政務活動費に関する規定の施行は、改正地方自治法の公布時点で、平成25年3月1日が予定されていたため、平成24年度分については、2月分までが政務調査費で、3月分のみが政務活動費となり、事務手続きが煩雑となることから、経過措置として、政務活動費の交付に関する条例の適用は、改正地方自治法の施行日以後に交付される政務活動費からとする条例適用の例外規定を設けた。

第3項は、今回の地方自治法の政務活動費に関する部分の改正を受けて、

「高槻市附属機関設置条例」の別表、「高槻市特別職報酬等審議会」の項中、「政務調査費」とあるものを、関係する条例の改正であるため、本改正条例の附則の中で改正するのが適当と考え、「政務活動費」に改める文言修正を行ったものである。

### 3. 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動）

地方自治法において、政務活動費は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」と規定されているのみである。そこで本市における議員の諸活動を以下のように分類・例示し、政務活動費の支出の適正性や妥当性の基準となる政務活動となるものの領域と政務活動とはならないものの領域との区分を明確にした。具体には、条例第5条において政務活動を定義する規定を設け、同第5条の2において政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定した。

#### 政務活動となるもの

##### （1）議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動（条例第5条第1項第1号）

- ①市長が提案する議案等のそれぞれの事件や事案に関する調査や研究
- ②常任委員会や特別委員会の付託案件に関する調査や研究
- ③常任委員会の所管事務の聴取や調査にかかわる調査や研究
- ④市民等からの請願に関する調査や研究
- ⑤一般行政事務に関する調査や研究
- ⑥上記①から⑤に伴う現地調査や実態調査
- ⑦市政に関する資料の収集やその整理と分析
- ⑧他市事例等の調査や本市における実態調査、市民の意向調査や（具体的なあるいは個別的な施策に関する）意見の聴取、意見交換、及びそれらを踏まえた内容の比較と検討
- ⑨先進都市等の取り組みに関する行政視察とその研究検討
- ⑩議案等団体意思の決定にかかわる施策を提案するための調査、その企画や立案
- ⑪意見書等機関意思の決定にかかわる施策を提案するための調査、その企画や立案

##### （2）市民、各種団体関係者等（以下「市民等」という。）からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動（条例第5条第1項第2号）

市民等の市政に関する相談や要望・陳情等への対応、あるいは（一般的な施策に関する）市民や各種団体関係者等の意見聴取や意見交換

##### （3）議会活動等に関し市民に対して行う広報活動（条例第5条第1項第3号）議会活動報告集会等の開催や議会活動広報紙の発行と配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動（条例第5条第1項第4号）

研究会や研修会などの開催、あるいは他の団体等が開催する研究会や研修会などへの参加等、上記の各号には入らない活動で議長が政務のため必要と認める活動

**政務活動とはならないもの**

(1) 議会活動

議会の本会議や委員会などにおける議員や会派の活動などは、法律等に基づくもので狭義の議員活動であり、これらの前後に行われることが多い政務活動とは区別され、政務活動とはならないものである。ただし、この狭義の議員活動は、あくまで法律等で規定されているもので、以下のようなものがそれに当たる。

- ①本会議における議案等の審議及び代表質問や一般質問など
- ②法定の委員会における付託案件等の審査及び所管事務の聴取・調査など
- ③法定の委員会の現地視察や行政視察など
- ④全員協議会や代表者会議や議会だより編集委員会などへの出席など

(2) 議員としての一般的活動

- ①市等の主催する行事への出席
- ②市等の要請に基づく説明会や懇談会等への出席
- ③監査委員、農業委員会委員、一部事務組合議会の議員、市等の附属機関等の委員などとして必要な会議への出席
- ④会派内の打ち合わせなど会派の運営等に関する会議への出席

(3) 政治活動や個人的な活動

- ①所属する政党や政治団体に関する活動  
政党や政治団体の組織の維持や運営又は選挙や政治課題等への取り組みに関する諸活動
- ②議員個人の後援会や選挙に関する活動  
後援会の広報紙の発行と配布、後援会主催の議会報告会・その他の行事等への参加など
- ③議員個人の交際に関する活動  
慶弔・見舞い等への出金、冠婚葬祭への出席、各種団体の年会費・賛助金等の負担、祝賀会等への出席、檀家総代会等宗教活動への参加など
- ④家庭生活や趣味等の個人に関する活動  
家庭人としての日常生活や趣味等の個人に関する諸活動

## 4. 政務活動費の事務手続き

### (1) 事務手続きの流れ

通常の年度と統一地方選挙によっている現在の市議会議員改選の年度とは、事務手続きが一部異なる。また、政務活動費等に残余额がある場合や議会が解散になった場合等は、特別な手続きが必要である。そこで、以下それぞれに分けて事務手続きの流れを記載する。

なお、備考欄は、事務手続きに必要な書式と記載例の該当頁である。

#### ① 通常の年度

時 期	事務手続きの内容	備 考
-----	----------	-----

##### 年度当初

**政務活動費の交付の申請** 議員 ⇒ 高槻市長（高槻市議会議長経由）

4月早々	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費の交付の申請</li> <li>↳ 政務活動費の交付の決定(市長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費交付申請書（91頁）</li> <li>・政務活動費交付決定書（92頁）</li> </ul>
------	---	--

**会派共用費徴収の届出** 会派 ⇒ 議長 ⇒ 高槻市長（写しの送付）

4月早々	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費の届出</li> <li>⇒ 会派共用費届出の公表(議長)</li> <li>⇒ 写しの市長への送付(議長)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費届出書（94頁）</li> <li>・会派共用費届出公表書（116頁）</li> <li>*会派共用費届出書の届出内容に変更がある場合など</li> <li>・会派共用費変更届出書（95頁）</li> <li>・会派解散届出書（96頁）</li> </ul>
------	--	--

##### 第1四半期

**政務活動費の交付の請求** 議員 ⇒ 高槻市長

4月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費の交付の請求(第1四半期分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費交付請求書（93頁）</li> </ul>
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 政務活動費の交付(市長)</li> </ul>	



**会派共用費の徴収** 議員 ⇒ 会派

4月中旬	・会派共用費の支払い (議員は会派から領収書を取得)	・会派共用費領収書 (100 頁)
------	-------------------------------	-------------------



**政務活動費及び会派共用費の支出**

議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者

4月～6月	・政務活動費及び会派共用費の各費目の支出	・会計帳簿 (102、103 頁) ・政務活動費(会派共用費)支出書 (104、105 頁) ・領収書又は政務活動費(会派共用費)支払証明書 (106、107 頁) ・研修会・会議実施報告書 (108 頁) ・出張報告書 (109 頁) ・切手・郵便はがき受払簿 (111 頁) ・出張実施簿 (112、113 頁) ・交通手段等利用明細書 (114 頁) ・備品設置届出書 (115 頁)
-------	----------------------	---



**第1四半期の点検と確認** 議員及び経理責任者 ⇒ 議長

7月中	・政務活動費及び会派共用費の支出に伴い徴収ないし作成した文書等の提出	・点検と確認は議会事務局が行う。
-----	------------------------------------	------------------

.....

**第 2 四半期**

**政務活動費の交付の請求** 議員 ⇒ 高槻市長

7月5日まで 7月15日	・政務活動費の交付の請求(第2四半期分) ← 政務活動費の交付(市長)	・政務活動費交付請求書(93頁)
-----------------	--	------------------



**会派共用費の徴収** 議員 ⇒ 会派

7月中旬	・会派共用費の支払い(議員は会派から領収書を取得)	・会派共用費領収書(100頁)
------	---------------------------	-----------------



**政務活動費及び会派共用費の支出**

議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者

7月～9月	・政務活動費及び会派共用費の各費目の支出	・会計帳簿(102、103頁) ・政務活動費(会派共用費)支出書(104、105頁) ・領収書又は政務活動費(会派共用費)支払証明書(106、107頁) ・研修会・会議実施報告書(108頁) ・出張報告書(109頁) ・切手・郵便はがき受払簿(111頁) ・出張実施簿(112、113頁) ・交通手段等利用明細書(114頁) ・備品設置届出書(115頁)
-------	----------------------	---



**第 2 四半期の点検と確認** 議員及び経理責任者 ⇒ 議長

10月中	・政務活動費及び会派 共用費の支出に伴い 徴収ないし作成した 文書等の提出	・点検と確認は議会事務局が行う。
------	--	------------------

第3四半期

政務活動費の交付の請求 議員 ⇒ 高槻市長

10月5日まで 10月15日	・政務活動費の交付の 請求(第3四半期分) ↳ 政務活動費の交 付(市長)	・政務活動費交付請求書(93頁)
-------------------	--	------------------



会派共用費の徴収 議員 ⇒ 会派

10月中旬	・会派共用費の支払い (議員は会派から領収 書を取得)	・会派共用費領収書(100頁)
-------	-----------------------------------	-----------------



政務活動費及び会派共用費の支出

議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者

10月～12月	・政務活動費及び会派 共用費の各費目の支 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計帳簿(102、103頁)</li> <li>・政務活動費(会派共用費)支出書(104、105頁)</li> <li>・領収書又は政務活動費(会派共用費)支払証明書(106、107頁)</li> <li>・研修会・会議実施報告書(108頁)</li> <li>・出張報告書(109頁)</li> <li>・切手・郵便はがき受払簿(111頁)</li> <li>・出張実施簿(112、113頁)</li> <li>・交通手段等利用明細書(114頁)</li> <li>・備品設置届出書(115頁)</li> </ul>
---------	------------------------------	---

**第3四半期の点検と確認**

議員及び経理責任者 ⇒ 議長

翌年1月中	・ 政務活動費及び会派 共用費の支出に伴い 徴収ないし作成した 文書等の提出	・ 点検と確認は議会事務局が行う。
-------	---	-------------------

**第4四半期****政務活動費の交付の請求**

議員 ⇒ 高槻市長

翌年1月5日 まで 翌年1月15 日	・ 政務活動費の交付の 請求(第4四半期分) ← 政務活動費の交 付(市長)	・ 政務活動費交付請求書(93頁)
-----------------------------	---	-------------------

**会派共用費の徴収**

議員 ⇒ 会派

翌年1月中旬	・ 会派共用費の支払い (議員は会派から領収 書を取得)	・ 会派共用費領収書(100頁)
--------	------------------------------------	------------------

**政務活動費及び会派共用費の支出**

議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者

翌年1月～3 月	・ 政務活動費及び会派 共用費の各費目の支 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿(102、103頁)</li> <li>・ 政務活動費(会派共用費)支出書 (104、105頁)</li> <li>・ 領収書又は政務活動費(会派共用 費)支払証明書(106、107頁)</li> <li>・ 研修会・会議実施報告書(108頁)</li> <li>・ 出張報告書(109頁)</li> </ul>
-------------	-------------------------------	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手・郵便はがき受払簿（111 頁）</li> <li>・出張実施簿（112、113 頁）</li> <li>・交通手段等利用明細書（114 頁）</li> <li>・備品設置届出書（115 頁）</li> </ul>
--	--	---



**第 4 四半期の点検と確認**    議員及び経理責任者 ⇒ 議長

翌年 4 月中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費及び会派 共用費の支出に伴い 徴収ないし作成した 文書等の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検と確認は議会事務局が行う。</li> </ul>
---------	---	--



**政務活動費（会派共用費）収支報告書の提出**

議員及び経理責任者 ⇒ 議長 ⇒ 高槻市長（写しの送付）

翌年 5 月 31 日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支報告書の提出 ⇒ 写しの市長への 送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費収支報告書（97 頁）</li> <li>・会派共用費収支報告書（98 頁）</li> <li>*会計帳簿、領収書等の証拠書類で 添付することになる文書を全部提 出する。</li> </ul>
------------------	--	---

.....

**② 市議会議員改選の年度**

時 期	事務の内容	備 考
-----	-------	-----

**年度当初**

**政務活動費の交付の申請**    議員 ⇒ 高槻市長（高槻市議会議長経由）

4 月 早々	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費の交付の 申請（4 月分のみ）</li> <li>↳ 政務活動費の交 付の決定（市長）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費交付申請書（91 頁）</li> <li>・政務活動費交付決定書（92 頁）</li> </ul>
--------	---	--

**会派共用費徴収の届出** 会派 ⇒ 議長 ⇒ 高槻市長（写しの送付）

4月早々	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費（4月分のみ）の届出</li> <li>⇒ 会派共用費届出の公表（議長）</li> <li>⇒ 写しの市長への送付（議長）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費届出書（94頁）</li> <li>・会派共用費届出公表書（116頁）</li> </ul>
------	---	---

**4月分**

**政務活動費（4月分のみ）の交付の請求** 議員 ⇒ 高槻市長

4月5日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費の交付の請求（4月分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費交付請求書（93頁）</li> </ul>
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>← 政務活動費の交付（市長）</li> </ul>	



**会派共用費の徴収** 議員 ⇒ 会派

4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費の支払い（議員は会派から領収書を取得）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費領収書（100頁）</li> </ul>
------	---	---



**政務活動費及び会派共用費の支出**

議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費及び会派共用費の各費目の支出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計帳簿（102、103頁）</li> <li>・政務活動費（会派共用費）支出書（104、105頁）</li> <li>・領収書又は政務活動費（会派共用費）支払証明書（106、107頁）</li> <li>・研修会・会議実施報告書（108頁）</li> <li>・出張報告書（109頁）</li> <li>・切手・郵便はがき受払簿（111頁）</li> </ul>
----	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>出張実施簿（112、113 頁）</li> <li>交通手段等利用明細書（114 頁）</li> <li>備品設置届出書（115 頁）</li> </ul>
--	--	---



**4 月分の点検と確認**    議員及び経理責任者 ⇒ 議長

5 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動費及び会派 共用費の支出に伴い 徴収ないし作成した 文書等の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検と確認は議会事務局が行う。</li> </ul>
-------	--	---



**政務活動費（会派共用費）収支報告書の提出**

議員及び経理責任者 ⇒ 議長 ⇒ 高槻市長（写しの送付）

5 月 3 1 日 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 月分の収支報告書 の提出 ⇒ 写しの市長への 送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動費収支報告書（97 頁）</li> <li>会派共用費収支報告書（98 頁）</li> <li>* 会計帳簿、領収書等の証拠書類で 添付することになる文書を全部提 出する。</li> </ul>
-----------------	---	--

**新任開始時**

**政務活動費の交付の申請及び口座振替先等の届出**

議員 ⇒ 高槻市長（高槻市議会議長経由）、又は議長

5 月早々	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動費の交付の 申請 ↳ 政務活動費の交 付の決定（市長）</li> <li>政務活動費口座振替 先の届出、使用電話 番号の届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動費交付申請書（91 頁）</li> <li>政務活動費交付決定書（92 頁）</li> <li>口座振替先届出書（99 頁）</li> <li>使用電話番号届出書（110 頁）</li> <li>* 政務活動費の交付を受ける予定の議 員は、就任時にこの 2 文書を届け出 る。なお、届出に変更がある場合は、</li> </ul>
-------	--	---

		通常の年度でも変更の届出が必要である。
--	--	---------------------

**会派共用費徴収及び経理責任者の届出**

会派 ⇒ 議長 ⇒ 高槻市長（写しの送付）

5月半ば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費の届出</li> <li>⇒ 会派共用費届出の公表(議長)</li> <li>⇒ 写しの市長への送付</li> <li>・経理責任者の届出</li> <li>⇒ 写しの市長への送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費届出書（94頁）</li> <li>・会派共用費届出公表書（116頁）</li> <li>・経理責任者届出書（101頁）</li> <li>*会派共用費を徴収する会派は、会派結成の後、この文書を届け出る。なお、届出に変更がある場合は、通常の年度でも変更の届出が必要である。</li> </ul>
------	--	--

**政務活動費の交付の請求** 議員 ⇒ 高槻市長

5月半ば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費の交付の請求（5, 6月分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費交付請求書（93頁）</li> </ul>
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>← 政務活動費の交付(市長)</li> </ul>	



**会派共用費の徴収** 議員 ⇒ 会派

5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2か月分の会派共用費の支払い（議員は会派から領収書を取得）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派共用費領収書（100頁）</li> </ul>
------	--	---



**政務活動費及び会派共用費の支出**

**議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者**

5月～6月	・政務活動費及び会派共用費の各費目の支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計帳簿（102、103頁）</li> <li>・政務活動費（会派共用費）支出書（104、105頁）</li> <li>・領収書又は政務活動費（会派共用費）支払証明書（106、107頁）</li> <li>・研修会・会議実施報告書（108頁）</li> <li>・出張報告書（109頁）</li> <li>・切手・郵便はがき受払簿（111頁）</li> <li>・出張実施簿（112、113頁）</li> <li>・交通手段等利用明細書（114頁）</li> <li>・備品設置届出書（115頁）</li> </ul>
-------	----------------------	---



**5、6月分の点検と確認**

**議員及び経理責任者 ⇒ 議長**

7月中	・政務活動費及び会派共用費の支出に伴い徴収ないし作成した文書等の提出	・点検と確認は議会事務局が行う。
-----	------------------------------------	------------------

\* 第2四半期からは通常の年度と同じになる。

**③ 特別な手続き**

時 期	事務手続きの内容	備 考
-----	----------	-----

**政務活動費及び会派共用費に残余額がある場合の返還**

**議員及び経理責任者 ⇒ 市長**

5月31日まで（出納閉鎖期間中）	・交付を受けた政務活動費及び徴収した会派共用費に年度末に	・市長が発行する返納通知書による。
------------------	------------------------------	-------------------

	残余额がある場合 ⇒ 市長へ返還	
--	---------------------	--

**議員でなくなったとき又は議会の解散などの場合の政務活動費（会派共用費）収支報告書の提出**

議員であった者（なくなった場合は、相続人）又は経理責任者であった者  
 ⇒ 議長 ⇒ 高槻市長（写しの送付）

そのことが起 きた日から 30日以内	・収支報告書の提出 ⇒ 写しの市長への 送付	・政務活動費収支報告書（97頁） ・会派共用費収支報告書（98頁） ＊会計帳簿、領収書等の証拠書類で 添付することになる文書を全部提 出する。
--------------------------	------------------------------	---

## （２）経理事務

### ① 収入の取り扱い

#### ア 政務活動費専用口座

政務活動費の交付は、口座振替により行う。また、今後、政務活動費の支払いについても、口座振替やクレジットカードによることが多くなることが考えられるため、議員は金融機関に政務活動費の専用口座を設けるものとする。

#### イ 預金利子

金融機関において政務活動費の専用口座に預金利子が記入された場合には、議員及び経理責任者は、政務活動費及び会派共用費に関する当該年度分の収入として必ず計上するものとする。ただし、計上する時期は、記帳された当該四半期ではなくとも当該年度内であればかまわない。

### ② 支出の実務

#### ア 年度の区分等

支出の年度区分等は、市の会計の例による。

#### イ 会計帳簿の記帳の時期

政務活動費及び会派共用費の支出を会計帳簿に記帳する時期は、支出の都度でも一定まとめて行ってもかまわない。ただし、支出を行った当該四半期には、必ず記帳するものとする。

なお、ガソリン代、電話代、プリペイドカード類は、按分率と1か月ごとの上限額が設定されているため、月末にはそれぞれの当月分を計上するものとする。

#### ウ 按分と上限額の適用

政務活動費及び会派共用費の支出にかかわり、政務活動とそうでない活動と合理的な区分が困難な場合、政務活動費を経費として充てることが妥当とする金額を算定するために、条例第5条の2別表の費目の内容の一部について、按分率と1か月ごとの上限額を設定する。その細目と政務活動費の充当額の算定方法は、次のとおりとする。

##### ㊦ ガソリン代（ガソリン、軽油、オイル）

**考え方：**政務活動費充当の按分率は2分の1で、月額1万円を上限とする。1か月ごとに精算するものとする。

**例1：4月分のガソリン代の支払い総額 19,000円の場合**

$$19,000円 \times 2分の1 = 9,500円$$

算出額は1万円までである。

したがって、政務活動費の充当額は、9,500円となる。

**例2：4月分のガソリン代の支払い総額 22,500円の場合**

$$22,500円 \times 2分の1 = 11,250円$$

算出額は1万円を超えている。

したがって、政務活動費の充当額は、10,000円となる。

##### ㊧ 電話代

**考え方：**使用電話番号を届け出ている固定電話、携帯電話及びファクシミリの使用料の政務活動費充当の按分率は2分の1で、月額合計1万円を上限とする。1か月ごとに精算するものとする。

**例1：4月分の固定電話、携帯電話及びファクシミリの使用料合計額**

**16,500円の場合**

$$16,500円 \times 2分の1 = 8,250円$$

算出額は1万円までである。

したがって、政務活動費の充当額は、8,250円となる。

**例2：4月分の固定電話、携帯電話及びファクシミリの使用料合計額**

**27,800円の場合**

$$27,800円 \times 2分の1 = 13,900円$$

算出額は1万円を超えている。

したがって、政務活動費の充当額は、10,000円となる。

## ㊦ プリペイドカード類

考え方：ラガールカード、Ｊスルーカード、回数券、ＩＣＯＣＡカードの現金チャージなど交通費に係るプリペイドカード類の政務活動費充当の按分率は2分の1で、月額合計5千円を上限とする。1か月ごとに精算するものとする。

例1：4月分のラガールカード、Ｊスルーカード、回数券、ＩＣＯＣＡカードの現金チャージなど交通費に係るプリペイドカード類の購入合計額 8,750円の場合

$$8,750円 \times 2分の1 = 4,375円$$

算出額は5千円までである。

したがって、政務活動費の充当額は、4,375円となる。

例2：4月分のラガールカード、Ｊスルーカード、回数券、ＩＣＯＣＡカードの現金チャージなど交通費に係るプリペイドカード類の購入合計額 13,600円の場合

$$13,600円 \times 2分の1 = 6,800円$$

算出額は5千円を超えている。

したがって、政務活動費の充当額は、5,000円となる。

## エ 議員の事務機器の購入

議員が事務機器を購入する場合は、政務活動費充当の按分率は2分の1とする。また、事務機器の購入金額が3万円（＊市の備品の取り扱いに準じる。）以上の場合、備品設置届出書を議長に提出するものとする。政務活動費の充当額の算定方法等は、次のとおりとし、購入の時点で会計帳簿に計上する。

例：35,800円のデジカメを購入した場合

$$35,800円 \times 2分の1 = 17,900円$$

したがって、政務活動費の充当額は、17,900円となる。

ただし、購入金額が3万円を超えているため、備品の設置届出は必要である。

## オ 事務機器のリース

事務機器のリース料の支払いについては、当該年度の最初の支払いのとき、支出書にリース契約書（写し）を添付するものとする。

## カ 広報費

議会活動等の広報紙の印刷費、その郵送や送付に関する費用等は、広報費として計上するが、この費目の支出が多額となることが予想される。一

方、経費使途区分の運用指針として、特定の費目の支出額は、政務活動費の交付総額（会派共用費を徴収した会派においては、会派として徴収する年度の合計額）の50%を超えてはならないものとしている。

そこで広報費の経理の方法であるが、各支出はそれぞれ計上していき、年度末にこの制限を超えるか比較するものとする。その結果、議員の場合、政務活動費の年間の総交付額84万円の2分の1である42万円を超えていれば、広報費の政務活動費の充当額は42万円とする。

### ③ 領収書等の考え方

#### ア 領収書の記載要件等

政務活動費の執行の透明性は、まず、領収書により明らかになる。その意味で、領収書は政務活動費の交付に関して、最重要文書となる。

領収書は、支出（支払）の正当性を証明するため、支出先（支払先）から徴する支出（支払）及び支出先（支払先）など金銭の支払いや受領の内容を明らかにする意義を持つ文書である。

したがって、領収書の記載要件は、a. 領収者（発行者）の氏名又は名称、及びその住所又は所在地、b. あて先（支払者名）、c. 領収の日付、d. 金額、e. 品名、数量等の内訳、f. 領収者（発行者）の印（法人の場合は、代表者の職印）、g. 印紙（受取金額3万円以上の場合）である。

また、本市の政務活動費に関する実務では、レシートなど、a. 領収者（発行者）の氏名又は名称、b. 領収の日付、c. 金額、d. 品名、数量等の内訳が明記されていれば、領収書とみなし取り扱うこととする。

#### イ 領収書を徴し得ない場合の取り扱い

相手方から領収書を徴することができない場合、出張実施簿による交通費を除き、政務活動費支払証明書によって、a. 支出先（支払先）の氏名又は名称、及びその住所又は所在地、b. 支払いの日付、c. 金額、d. 品名、数量等の内訳、e. 領収書を徴することができなかった理由などを記し疎明する取り扱いとする。

#### ウ その他の注意事項

- ㊦ 領収書にはあて先（支払者名）が明記されていなければならない。会派共用費を徴収することとなる会派においては、特にあて先（支払者名）が議員であるか又は会派であるかを明確にするものとする。
- ㊧ 領収書等が感熱紙である場合、印字が経年劣化するため、コピーをとりデータの保全を期し、原本とコピーのいずれも領収書として添付する取り扱いとする。

## ④ 収支報告書

### ア 領収書等の証拠書類

第4四半期の議長の調査（議会事務局による点検と確認）が終わり、文書の返還を受けた議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者は、政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書を作成し、5月31日までに当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。この場合、添付を要する文書は以下のとおりとする。提出するのはいずれも原本で、提出後は議会の保有する公文書となる。議会事務局は、提出者がいつでも閲覧等できるように保管するが、議員及び経理責任者は、必要があれば提出前にコピーを取っておくものとする。

- ㊦ 会計帳簿
- ㊧ 政務活動費(会派共用費)支出書
- ㊨ 領収書又は政務活動費(会派共用費)支払証明書
- ㊩ 研修会・会議実施報告書
- ㊪ 出張報告書
- ㊫ 切手・郵便はがき受払簿
- ㊬ 出張実施簿
- ㊭ 交通手段等利用明細書
- ㊮ 備品設置届出書

### イ 残余额の返還

その年度に交付を受けた政務活動費の総額から政務活動に必要な経費として支出した合計額を差し引きして残余额がある場合、あるいは会派共用費として徴収した会派共用費の合計額から会派の政務活動に必要な経費として支出した合計額を差し引きして残余额がある場合、議員又は会派は、その残余额を市に返還しなければならない。

その場合の考え方及び実務は次のとおりとなる。

考え方：

- ㊰ 収支報告書の収入 - 支出 = マイナス 返還は不必要
- ㊱ 収支報告書の収入 - 支出 = プラス 返還が必要

返還の実務：

- ㊲ 議員又は経理責任者は、返還すべき額が確定した後、速やかに市長（議会事務局）にその額を通知する。
- ㊳ 市長（議会事務局）は、通知のあった額を記載した返納通知書を議員又は経理責任者に交付する。

- ㉞ 議員又は経理責任者は、返納通知書により5月31日までに返還額を振り込むものとする。
- ㉟ 市長（議会事務局）は、戻入手続きをする。

### （3）議長の調査

#### ① 議会事務局による点検と確認

政務活動費及び会派共用費の四半期ごとの執行内容について議長が行う調査として、議会事務局は、当該四半期の翌月末日までに点検と確認を行う。この点検と確認のため、議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者は、会計帳簿等関係書類を議長に提出しなければならない。

議会事務局が行う点検と確認の内容は、概ね次のとおりである。

- ㊲ 支出内容と経費使途区分の仕分けが合致しているか。
- ㊳ 支出書と添付されている領収書の記載が符合しているか。
- ㊴ 領収書の記載事項に不備はないか、又は政務活動費（会派共用費）支払証明書の必要事項はすべて記載されているか。
- ㊵ 計算誤りや記載ミスはないか。
- ㊶ 対象外年度の計上はないか。
- ㊷ 按分や上限額の適用は正確になされているか。
- ㊸ 研修会・会議実施報告書、出張実施簿、備品設置届書等の提出すべき書類の提出漏れはないか。

なお、必要に応じ助言を行う。

この点検と確認により不適切と認められる事項は、議員及び経理責任者が補正をすべきものであるため、議長は、議員及び経理責任者にその補正を求める。

#### ② 議長の修正要求

条例第10条第2項にある政務活動費等に係る議長の修正要求は、条例第5条及び第5条の2（会派共用費に係る準用を含む。）に規定する政務活動及び政務活動費を充てることができる経費範囲に従い使用されていないと認めるときになされるものである。

したがって、具体的に判断が難しい事例が出てきた場合においては、議長は、政務活動費の適正な運用を図るため設けられる政務活動費運営協議会に諮問し、その意見を踏まえて判断するものとする。

## 5. 政務活動費の経費使途区分の運用指針

### (1) 運用上の基本的な考え方

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第5条の2において、費目及び内容を別表として規定しており、使途の詳細は、「高槻市議会政務活動費の交付に関する事務処理要領」第3項別表において、経費使途区分として規定しているところであるが、経費使途区分の運用に関して、次のような考え方を基本に置き、政務活動費の執行の適正性と妥当性の確保を期する。

#### ① 按分と上限額

##### ア 按分について

政務活動とそうでない活動と合理的な区分が困難な場合、按分によって政務活動に資するため必要な経費の額を確定するものとする。按分率は、条例第5条及び第5条の2（会派共用費に係る準用を含む。）に基づく政務活動となるものと政務活動とはならないものとの区分により、2分の1を基本とする。

##### イ 上限額の設定について

経費の使途細目によっては、政務活動の経費の支出として社会的に一般に認められると考えられる金額を上限額として設定する。

##### ウ 適用の方法

要した経費に按分率を乗じて得た額が、上限額までであればその額を政務活動費の額とする。また、得た額が上限額を上回っている場合は、上限額をもって政務活動費の額とする。なお、上限額は1か月当たりで設定しているので、毎月単位で計算するものとし、通年の取り扱いをしてはならない。

#### ② 単一費目の支出額の上限

経費使途区分の特定の費目の支出額は、政務活動費の交付総額（会派共用費を徴収した会派においては、会派として徴収する年度の合計額）の50%を超えてはならないものとする。

### (2) 経費使途区分の各費目の取り扱い

#### ① 研修会・会議費

研修会及び会議に係る経費（講師謝金、出席者負担金・会費等）

##### 費目の概要

政務活動として、研修会や会議を実施する場合、あるいは他の団体等が開

催する研修会や会議に出席する場合に必要な経費であり、講師を招いたときの謝礼金や団体等に支払う出席者負担金や会費などを計上する。研修会や会議を実施する場合に必要な飲み物代（お茶、コーヒー等）は、この費目に計上する。

なお、研修会や会議のための会場借上げに要する経費は使用料及び借上料で、チラシや資料等の作成に要する経費は資料購入及び作成費で、研修会や会議に参加した際、テキストを別途に購入する必要があった場合は資料購入及び作成費で、また、研修会や会議に出席するため出張することとなった場合の経費は旅費及び交通費にそれぞれ計上する。

#### 留意点

##### ア 研修会・会議実施（参加）時の取り扱い

- ㊦ 研修会や会議を実施した場合、会議等の名称、開催日時、参加者、研修会や会議の概要等を記載した研修会・会議実施報告書を作成する。
- ㊧ 研修会・会議における飲み物代（お茶、コーヒー等）の支出は認めるが、その場合、品名、人数（数量）を明記する。
- ㊨ 研修会や会議に出席するため出席者負担金を支出する場合、支出書へ案内文、資料の写し等の内容がわかる文書を添付する。また、後述する管外旅費の支出が伴った場合には、出張報告書を作成する。
- ㊩ 食事代や菓子代への支出は認めない。

##### イ 年会費の支出

議員のネットワーク組織へ参加する場合、当該組織の年会費の支出は認めない。

## ② 資料購入及び作成費

資料の購入及びその作成に係る経費（図書及び資料等購入費、翻訳料、印刷費、写真・コピー代等）

#### 費目の概要

政務活動に必要な資料の購入や作成に必要な経費である。新聞代の購入に要した経費もこの費目に計上する。会議等に参加した市民など特定多数の市民に配付する議会活動報告や政務活動資料などの印刷費はこの費目に計上する。なお、議会活動等の報告などに関し不特定多数の市民に対して配布する議会広報紙の印刷費は、次の広報費に計上するものとする。

#### 留意点

- ㊦ 自政党ないし自政治団体発行の機関紙誌の購入は認めない。なお、ここでいう政治団体とは、政治資金規正法に規定される政治団体に限らず、

政治的主張を持って広く活動している団体を指すものとする。

- ① 自宅配達の新聞は、2紙以上を購入している場合に2紙目以上を政務活動費の充当の対象とする。上限は定めない。なお、購入は各紙1部に限る。領収書は1紙目も含めて提出する。
- ② 資料として図書を購入する場合には、図書名を明記する。
- ③ 名刺の印刷費は認めない。
- ④ 印刷費の領収書には、印刷物の名称を記入する。

### ③ 広報費

#### 広報に係る経費（広報紙印刷費、郵送料、送料等）

##### 費目の概要

市政に関する調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について、市民に広報するための経費で、広報紙の印刷費、その郵送や送付に関する費用を計上する。

##### 留意点

- ① 支出書へ印刷物見本を添付する。
- ② 広報紙には、議会広報以外の活動（政党等の活動）の記事の同時掲載を認める。ただし、市民の誤解を招かないため、議会広報とそれ以外の政党等の活動とを紙面の表と裏とで区別するなど、同一紙面で内容が混在することのないよう努めるものとする。
- ③ 議会広報及びそれ以外の記事の同時掲載の場合の政務活動費充当の按分率は、記事の紙面に占める面積割合によることとし、その比率は基本的には作成者が判断する。
- ④ 広報紙の郵送料及び送料も同じ比率で按分し、広報に要した費用は本費目に計上するものとする。なお、郵送については、原則として料金別納郵便を利用する。
- ⑤ 用紙のみ購入し、広報紙を自己で印刷する場合には、用紙の購入費も本費目に計上するものとする。

### ④ 使用料及び借上料

#### 会議室等の使用及び借上げに係る経費（会場使用料、事務機器リース料等）

##### 費目の概要

研修会や会議を実施するための会議室等の会場借上げに要する経費、政務活動に必要な事務機器のリース料、駐車場使用料などを計上する。自動車（タクシー）使用料、高速道路通行料は、旅費及び交通費で計上するものとする。

## 留意点

- ㊦ 駐車場の借上げに要する経費は、一時借上げに関するものに限り認められるが、使用目的を記録する。
- ㊧ 事務機器のリースは、議員個人又は会派共用費を徴収した会派のいずれにおいても認められる。議員が、政務活動費を充当することができる上限額は、1か月当たり1万5千円とする。会派は、この限りではない。

## ⑤ 通信運搬費

### 通信運搬に係る経費（通信料等）

#### 費目の概要

議会広報紙の郵送料等を除く郵送料や送料、切手や郵便はがきの購入費、電話代、インターネット接続料、会派共用費の経費として認められるCATV受信料やNHK受信料等の通信運搬に要する経費である。なお、支払いに際し振込手数料を要する場合においては、本体となる費目に合わせて計上するものとする。

#### 留意点

##### ア 郵送料

- ㊦ 郵送については、原則として料金別納郵便を利用する。
- ㊧ 切手や郵便はがきを購入した場合は、それぞれ受払簿に使用状況を記録する。なお、切手や郵便はがきは、現金に準じて取り扱われるべきものであるため、年度末には残数がなくなるよう努めるものとする。年度末の多額の購入は認めない。

##### イ テレビ受信料、CATV 受信料

- ㊦ 会派控室のテレビ受信料、CATV受信料の支払いを認める。
- ㊧ 議員個人のテレビ受信料、CATV受信料の支払いを認めない。

##### ウ インターネット関係経費

- ㊦ インターネット接続料（定額分）は、政務活動費充当の按分率を2分の1とする。加入料の支出は認めない。領収書等支払いの明細がわかる文書の添付を必要とする。
- ㊧ ホームページ関係の経費の支出は認めない。

##### エ 電話代

- ㊦ 固定電話、携帯電話、ファクシミリの使用料について、政務活動費充当の按分率は2分の1で、合計で月額1万円を上限とする。
- ㊧ 政務活動費を充てることとなる固定電話、携帯電話（市で設置しているファクシミリを除く。）については、その電話番号を任期が始まる年

度の政務活動費の交付申請時に届け出るものとする。ただし、電話番号に変更があった場合には、その都度届け出るものとする。

- ㊦ 携帯電話本体の購入に要する経費の支出は認めない。

## ⑥ 旅費及び交通費

移動に係る経費（旅費、交通費、燃料費、自動車借上料等）

### 費目の概要

政務活動にかかわる移動に要する経費を計上するもので、出張等に要した旅費及び交通費、タクシーの使用料、自家用車等のガソリン代、高速道路通行料などを計上する。旅費のうち、市内における宿泊、海外調査研究旅費は認めない。

### 留意点

#### ア 旅費の取り扱い

- ㊦ 旅費計算等については、「高槻市職員の旅費に関する条例」を準用する。ただし、管外旅費における日当の支出は認めない。
- ㊧ 片道100km以上を管外、片道100km未満を管内とする。
- ㊨ 出張した場合には、出張実施簿（管外、管内）を作成する。
- ㊩ 管外旅費を支出した場合には、出張報告書を作成する。
- ㊪ 視察の際に手土産を持参する場合は、社会慣行上許容の範囲に限るものとし、実費とする。

#### イ ガソリン代

- ㊦ ガソリン代について、政務活動費充当の按分率は2分の1で、合計で月額1万円を上限とする。
- ㊧ 遠距離の政務活動のため自家用車を使用する場合、ガソリン代の全額が政務活動費として認められるが、実費で精算するものとする。
- ㊨ 購入はガソリン、軽油、オイルに限る。なお、自動車の維持管理に要する経費は認めない。

#### ウ タクシー使用料

- ㊦ 政務活動費によりタクシーを使用することができるのは、次の場合に限る。a. 他に利用できる公共交通機関（電車、バスなど）がない場合、b. 利用できる公共交通機関があっても運行数が極端に少ないなど利便性が乏しい場合、c. タクシーを使用する方が経済的な場合、d. 緊急を要する場合、e. その使用に合理的な理由（健康上の理由など）がある場合。

- ④ タクシーを使用する場合、上記使用基準の該当理由を明記する。
- ⑤ タクシーを使用する場合、使用の目的や使用区間（〇〇市〇〇町～〇〇市〇〇町と町名まで表記）を記録する。
- ⑥ 市内、市外による取り扱いの差や上限は設けない。

#### エ 回数券、プリペイドカード等の購入

ラガールカード、Jスルーカード、回数券、又はI C O C Aカードの現金チャージなど交通費に係るプリペイドカード類は、いずれも認める。政務活動費充当の按分率は2分の1で、合計で月額5千円を上限とする。（領収書の添付を必要とする。）

#### オ 高速道路通行料

高速道路通行料は使用目的や使用区間を記録する。

### ⑦ 事務雑費

その他の経費として上記各費目に該当しないもの（文具費、消耗器材費、事務機器の購入及び修理代等）

#### 費目の概要

鉛筆、ボールペン、用紙、ホッチキス等の文房具、パソコンソフト、USBメモリー等の消耗器材費、政務活動に必要と認められる事務機器の購入及びその修理に要する費用を計上する。

#### 留意点

##### ア パソコン等事務機器の購入等

- ① 会派共用費によって会派控室に事務機器を設置する場合は、購入でもリースでもいずれもできるものとする。
- ② 議員個人が事務機器を購入する場合は、政務活動費充当の按分率を2分の1とする。なお、この場合においては、コピー機、印刷機、パソコン、プリンター、カメラ（デジカメを含む。）等政務活動に必要と認められる事務機器に限り、同一品目任期中1台とする。
- ③ 購入金額が3万円以上の備品については、備品設置届出書を議長に提出する。
- ④ 議員は、計画的に事務機器を購入するものとし、任期満了前に購入することのないよう努めるものとする。

##### イ 消耗品等の購入

鉛筆、ボールペン、用紙、ホッチキス等の文房具、パソコンソフト、USBメモリー等の消耗器材を年度末に多額購入することは認められない。

## ウ 会派控室におけるアルバイト等の雇用

調査研究の補助職員を雇用する経費は、議員控室の内外を問わず認めないものとする。

## ⑧ 会派共用費

会派に所属する議員が、所属する会派が行う政務活動に必要な経費として使用することができる費用
---

### 留意点

- ㉞ 議員は、会派共用費を支出した場合、会派から会派共用費領収書を取得し、政務活動費支出書に添付する。
- ㉟ 会派は、徴収しようとする会派共用費の額を年度当初にあらかじめ届け出て、その年度内は額を変更しないものとする。また、議員及び会派共用費を徴収した会派の経理責任者は、年度末に政務活動費及び会派共用費に残余额がある場合、いずれも残余额を市に返還しなければならない。
- ㊱ 会派は、会派が行う政務活動に必要な経費を的確に見積る必要がある。

## 6. 政務活動費の情報公開

### 政務活動費の使途の透明性の確保

政務活動費交付制度創設に関する地方自治法の改正に当たり、起草案趣旨説明において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております。」と述べられている。

平成19年の条例改正は、政務活動費に係る領収書等の公開という懸案事項を焦点としながらも、政務活動費の使途の透明性をいかに高めるかという観点から、全面的な検討を行っており、情報公開が要を成すと言える。この認識を基本において、政務活動費の交付に係る公表及び公開に関する取扱要領を定め、さらなる情報公開に努めるものとする。

### 政務活動費に係る情報の公表

- ㉞ 会派共用費の届出内容は、条例施行規則第6条の規定に基づき、別に様式を定め、公表するものとする。
- ㉟ 議員及び会派共用費を徴収した会派から提出される政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書は、その写しを公表する。
- ㊱ 政務活動費の事務手続き、政務活動費（会派共用費も同じ）の経費使途区分の運用指針、政務活動費に関する要領は、全て公表する。

### 政務活動費に係る情報の公開

- ㊲ 議員から提出される政務活動費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類（会派共用費を徴収した会派から提出される会派共用費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類についても同じ。）の情報公開については、市の情報公開窓口における公開手続きによって対応する。ただし、この取り扱いは、対応の窓口を一つとして事務手続き等の合理化を図る趣旨であるので、請求がなされた場合、議会は速やかに対応するものとする。
- ㊳ 収支報告書に添付する領収書等の証拠書類とは、a. 会計帳簿、b. 政務活動費（会派共用費）支出書及び当該支出に係る領収書又は政務活動費（会派共用費）支払証明書（領収書を徴しえない場合）、c. 別に定める政務活動費の交付に関する事務処理要領において作成を義務付けられ収

支報告書に添付することとなる文書であって、いずれも原本とする。

㊦ 領収書等の記載事項は、原則として公開すべきものである。ただし、議員又は会派が情報公開条例に基づき非開示とするとの判断される場合、次のように取り扱うことにする。

a. 議員又は会派は、収支報告書の提出時に当該文書の写しを取り、そのうち非開示と判断される箇所に墨消しを施し、その文書の余白に非開示と判断された条例に基づく理由を明記して、墨消しのない原本とあわせて議長に提出する。

b. 議長は、議員又は会派が墨消しをした文書を参考にして、情報公開の判断をするものとする。

㊧ 今後、口座振替やクレジットカードによる支払いなど、キャッシュレス化がますます進むことが予想され、領収書を徴することなく支払いに係る預金通帳の当該支払部分の写しやクレジットカード利用明細書等を添付した支払証明書をもって領収書に替えることが想定される。その場合、預金通帳等の以下のような内容は非開示と判断されることが考えられる。

a. 口座番号、b. 政務活動費を充てた経費以外の支出に係る記載部分、c. クレジットカード利用明細書のうち政務活動費を充てた経費以外の支出に係る記載部分など。

なお、この場合の非開示の取り扱いも、前㊦の非開示の取り扱いと同様とする。

㊨ 政務活動費の交付に関する事務処理要領に基づき届出がなされる使用電話番号のうち携帯電話の番号については、非開示とされてもよいと考えられる。そこで、届出のとき、議会事務局より議員に対して、開示とされるか非開示とされるかの確認を求めるものとする。

## 7. 条例の適正な運用(政務活動費運営協議会)

### 政務活動費運営協議会の設置

条例の適正な運用を図るためには、条例の執行過程で具体的に生じる課題に対して、議会として統一的に対応することが求められる。そのため、条例の運用に関して協議及び調整する機関を設置する必要がある。そこで各会派の代表者及び政務活動費の交付を受けている議員で会派に所属していない者から成る政務活動費運営協議会を設置するものとする。

なお、協議会の設置に関しては、別に設置要領を定める。

### 協議会の役割等

協議会は、基本的には条例の適正な運用を図るため協議及び調整する機関であるが、議長の調査権の行使にかかわっては、必要に応じて議長の諮問を受けて提言等を行うこともあり得るものとする。なお、協議会では、政務活動費の制度にかかわる課題、政務活動費の額などについては協議しない。

協議会を構成する者は、協議事項について全会一致を得られるよう誠意をもって努めるものとする。

## 高槻市議会政務活動費の交付に関する事務処理要領

(趣旨)

- 1 この要領は、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年高槻市条例第36号。以下「条例」という。）及び高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成20年高槻市規則第3号。以下「規則」という。）に規定する政務活動費及び会派共用費（以下「政務活動費等」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(口座振替先の届出)

- 2 政務活動費の交付を受ける議員は、専用の預金通帳を整備し、口座振替先届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(政務活動費等の経費使途区分の運用)

- 3 政務活動費等は、条例第5条及び第5条の2に定めるもののほか、別表の政務活動費経費使途区分とおり運用するものとする。

(会派共用費の届出)

- 4 条例第7条第1項に定める会派共用費の届出は、毎年度当初速やかに行うものとする。ただし、議員の任期満了又は議会の解散等に伴う選挙後において新たに会派を結成したときは、会派結成後速やかに行うものとする。

(会派共用費徴収の領収書)

- 5 会派は、所属する議員から会派共用費を徴収する場合、議員に対して会派共用費領収書（様式第2号）を発行するものとする。

(会派共用費の支出決定者)

- 6 会派共用費を徴収した会派の代表者が、会派共用費の支出を決定するものとする。

(経理責任者の届出)

- 7 会派共用費を徴収しようとする会派の代表者は、経理責任者届出書（様式第3号）を議長に提出するものとし、議長はその写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿)

- 8 議員及び経理責任者は、規則第10条の規定により会計帳簿（様式第4号）を調製するものとする。

(支出事務)

- 9 議員及び経理責任者は、政務活動費（会派共用費）支出書（様式第5号）により経費を支出し、支出に当たっては領収書を徴しなければならない。た

だし、領収書を徴し得ない場合にあっては、政務活動費（会派共用費）支払証明書（様式第6号）により支出した旨を証明するものとする。

（研修会・会議の報告）

10 研修会・会議を実施した場合は、研修会・会議実施報告書（様式第7号）を作成するものとする。

（管外出張の報告）

11 研修会・会議及び視察等のため管外へ出張した場合は、出張報告書（様式第8号）を作成するものとする。

（使用電話番号の届出）

12 電話使用料を政務活動費に充てる場合は、使用電話番号届出書（様式第9号）を議長に提出するものとする。

（切手及び郵便はがきの購入）

13 切手及び郵便はがきを購入した場合、切手・郵便はがき受払簿（様式第10号）を作成するものとする。

（旅費及び交通費）

14 交通費については、出張実施簿（様式第11号）により執行するものとし、「高槻市職員の旅費に関する条例」別表第1号区分により支出するものとする。

（交通手段等の利用）

15 タクシー及び高速道路並びに駐車場を使用した場合は、交通手段等利用明細書（様式第12号）を作成するものとする。

（備品の設置届出）

16 市において備品と定められる額以上の事務機器を購入した場合は、備品設置届出書（様式第13号）を議長に提出するものとする。

（預金利子の取り扱い）

17 政務活動費等により預金利子が生じた場合は、収入として計上するものとする。

（議長の調査等）

18 議長は、政務活動費等の四半期ごとの執行内容について、当該四半期の翌月の末日までに点検と確認を行うものとする。

19 議員及び経理責任者は、前項の点検と確認を受けるため、会計帳簿等関係書類を議長に提出しなければならない。

20 議長は、点検と確認により内容を不適切なものと認めた場合には、該当

議員又は会派に対して、その補正及び修正を求めるものとする。

(委任)

- 2 1 この要領に定めるもののほか、政務活動費等の事務処理に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成19年度までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市政務活動費の交付に関する事務処理要領の規定は、この要領の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

## 別表

## 政務活動費経費使途区分

費目	内容	摘要
研修会・会議費	研修会及び会議に係る経費（講師謝金、出席者負担金・会費等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や会議を実施した場合には、研修会・会議実施報告書を作成する。</li> <li>・研修会や会議における飲み物代（お茶、コーヒー等）の支出は認めるが、品名、人数（数量）を明記する。</li> <li>・食事代や菓子代の支出は認めない。</li> </ul>
資料購入及び作成費	資料の購入及びその作成に係る経費（図書及び資料等購入費、翻訳料、印刷費、写真・コピー代等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自政党ないし自政治団体発行の機関紙誌の購入は認めない。</li> <li>・自宅配達の新聞は、2紙目以上を政務活動費の対象とする。購入は各紙1部に限る。</li> <li>・図書の購入は、図書名を明記する。</li> <li>・印刷費の領収書には、印刷物の名称を記入する。</li> </ul>
広報費	広報に係る経費（広報紙印刷費、郵送料、送料等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙印刷費の支出書へ広報見本を添付する。</li> <li>・議会広報以外の活動（政党等の活動）の記事の同時掲載を認める。その場合、政務活動費の充当額は、記事の面積割合により算出する。その郵送料等も同じく按分する。</li> </ul>
使用料及び借上料	会議室等の使用及び借上げに係る経費（会場使用料、事務機器リース料等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場使用料は、一時借上げに限り認められるが、使用目的を明記する。</li> <li>・議員が事務機器をリースする場合には、月額1万5千円を上限とする。会派は、この限りではない。</li> </ul>
通信運搬費	通信運搬に係る経費（通信料等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送は、原則として料金別納郵便とする。</li> <li>・切手や郵便はがきを購入した場合は、切手・郵便はがき受払簿に使用状況を記録する。</li> <li>・議員のテレビ受信料、CATV受信料は認めない。</li> <li>・インターネット接続料（定額分）は、2分の1認める。</li> <li>・1台ずつ届け出る固定電話、携帯電話、及びファクシミリの使用料の政務活動費の充当は、按分率2分の1、月額合計1万円を上限とする。携帯電話機の購入は認めない。</li> </ul>
旅費及び交通費	移動に係る経費（旅費、交通費、燃料費、自動車借上料等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張する場合には、出張実施簿を作成する。</li> <li>・旅費計算は、市の旅費条例の例による。ただし、日当の支出は認めない。</li> <li>・管外旅費による出張の場合には出張報告書を作成する。</li> <li>・ガソリン代は、按分率2分の1、月額1万円を上限とする。自動車の維持管理に要する費用は、一切認めない。</li> <li>・タクシーを使用した場合には、使用の目的、使用区間、使用した理由を明記する。</li> <li>・高速道路通行の場合は、使用目的、使用区間を明記する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費に係るプリペイドカード類は、按分率2分の1、月額5千円を上限とする。</li> <li>・市内における宿泊、海外調査研究旅費は認めない。</li> </ul>
事務雑費	その他の経費として上記各費目に該当しないもの（文具類、消耗器材費、事務機器の購入及び修理代等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が政務活動に必要な事務機器を購入する場合には、按分率を2分の1とし、同一品目任期中1台とする。</li> <li>・3万円以上の事務機器を購入した場合には、備品設置届出書を提出する。</li> <li>・アルバイト等補助職員の雇用は認めない。</li> </ul>

会派共用費	会派に所属する議員が、所属する会派が行う政務活動に必要な経費として使用することができる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派は、議員に会派共用費領収書を発行する。</li> <li>・会派は、徴収しようとする会派共用費の額を年度当初にあらかじめ届け出て、その年度内は額を変更しないものとする。</li> </ul>
-------	---	---

\* 議員は、経費使途区分の特定費目について、会派共用費として使用する場合を除き、年度内に交付を受ける政務活動費の総額の2分の1を超える支出を行ってはならない。また、会派共用費を徴収する会派は、経費使途区分の特定費目について、年度内に徴収する会派共用費の合計額の2分の1を超える支出を行ってはならない。

様式第1号

口座振替先届出書

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市長

議員名

印

政務活動費の口座振替先について、下記のように届け出ます。

銀行		支店
預金種別 (○で囲む) 1 普通      2 当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)		

様式第2号

会派共用費領収書

平成 年 月 日

議員名 様

会派名

代表者名

印

下記のとおり会派共用費として受領しました。

記

受領した額 円

その内訳 平成 年 月分から平成 年 月分まで

以上

様式第3号

経理責任者届出書

平成 年 月 日

(宛先)高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

下記のとおり経理責任者を届け出ます。

記

経理責任者の氏名

以上





様式第5号 (その1)

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号

会 派 名		平成 年 月 日 発行
		平成 年度
議 員 名		費 目

下記の金額を支出する。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額							

ただし

備 考

・按分による場合 政務活動費充当額 (上限額がある場合その額)

円

支払い額

按分率

円 × / =

円

・広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名 ( )

様式第5号(その2)

会 派 共 用 費 支 出 書

支出書番号

会 派 名

平成 年 月 日 発行

代 表 者

平成 年度

費 目

経理責任者

下記の金額を支出する。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金額							

ただし

備 考

・按分による場合

政務活動費充当額(上限額がある場合その額)

円

支払い額

按分率

円 × / = 円

・広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名 ( )

様式第6号(その1)

政 務 活 動 費 支 払 証 明 書

支出書番号

金 額

費 目

内

訳

金 額

摘 要

支 払 先 (住所、氏名)

理 由

上記のとおり支払いしたことを証明します。

平成 年 月 日

氏 名

印



様式第7号

## 研修会・会議実施報告書

平成 年 月 日

(宛先)高槻市議会議長

議員名 印

(又は会派名及び代表者名)

下記のとおり実施したので報告します。

研修会・会議 の 名 称	
開 催 日 時	平成 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
参 加 者	人
研修会・会議 の 概 要	

\*参考となる書類があれば、添付して下さい。

様式第8号

## 出張報告書

平成 年 月 日

(宛先)高槻市議会議長

議員名 印

(又は会派名及び代表者名)

下記のとおり出張したので報告します。

出張の実施日	平成 年 月 日 ( ) ~平成 年 月 日 ( )
出張先	
出張の目的	研修会・会議 視察 調査 その他 ( ) *いずれかに○を付けてください。また、その他の場合は、その内容を記入してください。
出張の概要	

\*参考となる書類があれば、添付して下さい。

様式第9号

## 使用電話番号届出書

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市議会議長

議員名

印

政務活動費の通信運搬費を充てる使用電話番号を下記のとおり届け出ます。

記

固定電話の番号

携帯電話の番号



様式第11号 (その1)

## 出張実施簿 (管外)

平成 年 月 日

(宛先)高槻市議会議長

議員名

印

下記のとおり出張したので報告します。

出張の期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )		
出張先			
出張の目的	研修会・会議 視察 調査 その他 ( ) *いずれかに○を付けてください。また、その他の場合は、その内容を記入してください。		
旅費額	交通費	宿泊料	合計額
	円	円	円
参加費等その他必要な経費	円		
費用総額	円		

\* 参考となる書類があれば、添付して下さい。

様式第11号 (その2)

出張実施簿 (管内)

平成 年 月 日

議員名

印

出張年月日	用務	出張先	利用経路	運賃
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合計額 (平成 年 月分)				円



様式第13号

## 備品設置届出書

平成 年 月 日

(宛先)高槻市議会議長

議員名 印

(会派名及び代表者名)

備品を購入したので、下記のとおり備品の設置について届け出ます。

記

備品名	価格	備考
	円	
	円	
	円	

以上

## 政務活動費の交付に係る公表及び公開に関する取扱要領

### (政務活動費に係る情報の公表)

- 1 会派共用費の届出の公表は、会派共用費届出公表書（別紙）により行うものとする。
- 2 議員及び会派共用費を徴収した会派から提出される政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書は、その写しを情報公開窓口で閲覧に供するなどの方法により公表するものとする。
- 3 政務活動費の事務手続き、政務活動費（会派共用費も同じ）の経費使途区分の運用指針、政務活動費に関する要領は、議会及び市の情報公開窓口で閲覧に供するなどの方法により公表するものとする。

### (政務活動費に係る情報の公開)

- 4 議員から提出される政務活動費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類（会派共用費を徴収した会派から提出される会派共用費収支報告書に添付されている領収書等の証拠書類についても同じ。）については、市の情報公開窓口において、情報公開手続きにより対応する。なお、この場合において、議会は速やかな事務処理に努めるものとする。
- 5 収支報告書に添付する領収書等の証拠書類とは、a. 会計帳簿、b. 政務活動費（会派共用費）支出書及び当該支出に係る領収書又は政務活動費（会派共用費）支払証明書（領収書を徴しえない場合）、c. 政務活動費の交付に関する事務処理要領において作成を義務付けられ収支報告書に添付することとなる文書であって、いずれも原本とする。
- 6 領収書等の記載事項は、原則として公開とする。ただし、会派又は議員が情報公開条例に基づき非開示とすると判断される場合にあっては、次のように取り扱うものとする。
  - a. 議員又は会派は、収支報告書の提出時に当該文書の写しを取り、そのうち非開示と判断される箇所に墨消しを施し、その文書の余白に非開示と判断された条例に基づく理由を明記して、墨消しのない原本とあわせて議長に提出する。
  - b. 議長は、議員又は会派が墨消しをした文書を参考にして、情報公開の判断をするものとする。

### 附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。

2 改正後の政務活動費の交付に係る公表及び公開に関する取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別紙

会派共用費届出公表書

高槻市議会議長

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、同条例施行規則第5条第1項の規定により会派共用費の届出があったので、同条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

(単位：人及び円)

会 派 名	会派構 成員数	議員1人当たりか ら徴収する月額	会派として徴収する 年度の合計額

以上

## 高槻市議会政務活動費運営協議会設置要領

(趣旨)

- 1 高槻市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年高槻市条例第36号）の適正な運用を図るため、高槻市議会政務活動費運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事項)

- 2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 政務活動費及び会派が徴収する会派共用費の適正な執行について
  - (2) 政務活動費及び会派共用費の運用に関し議長が諮問する事項について
  - (3) その他

(構成)

- 3 協議会は、各会派の代表者及び政務活動費の交付を受けている議員で会派に所属していない者をもって構成する。

(会長及び副会長)

- 4 協議会に会長及び副会長を置く。この場合において、会長及び副会長は会員の互選によって決定する。

(招集)

- 5 会長が、協議会を招集する。

(構成員の責務)

- 6 構成員は、協議事項について全会一致を得られるよう努めるものとする。

(委任)

- 7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

## 高槻市議会政務活動費の交付に関する条例

平成19年12月20日

条例第36号

改正 平成24年12月19日条例第79号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、高槻市議会議員（以下「議員」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付)

第2条 政務活動費は、議員の職務が住民意思を代表し、政策を形成することであることに鑑み、議員の政策形成能力及び高槻市議会(以下「議会」という。)の審議機能を高めるための調査研究に関する活動（以下「政務活動」という。）に必要な経費として、議員に対して交付するものとする。

(政務活動費の額)

第3条 政務活動費の月額は、議員1人につき70,000円とする。

(交付の方法等)

第4条 政務活動費は、四半期ごとに、当該四半期に属する最初の月（以下「交付月」という。）の初日に在職する議員に対し、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、1の四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、1の四半期の途中において議員となった者に対する政務活動費は、当該議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合にあつては、当月）に、当該議員となった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合にあつては、当月分）から当該四半期の最終月までの政務活動費を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、1の四半期の途中において、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、その者は、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合にあつては、当月分）以降の政務活動費を市に返還しなければならない。

4 政務活動費は、交付月の15日（その日が高槻市の休日を定める条例（平成2年高槻市条例第27号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日）に交付する。ただし、これにより難いときは、市長が別に定めるところによる。

（政務活動）

第5条 政務活動は、次に掲げる議員としての活動とする。

(1) 議会審議に係る案件及び市政の課題に関する調査研究及び情報収集のための活動

(2) 市民、各種団体関係者等（以下「市民等」という。）からの要望及び意見の聴取並びに情報収集並びに市民等との意見交換のための活動

(3) 議会活動等に関し市民に対して行う広報活動

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める活動

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条の2 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表の左欄に掲げる費目の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動に係る前項の経費の範囲において政務活動費を使用しなければならない。

（会派共用費）

第6条 議会の会派（以下「会派」という。）に所属する議員は、交付を受けた政務活動費の全部又は一部を当該会派が行う政務活動に必要な経費（以下「会派共用費」という。）として、使用することができる。

2 前2条の規定は、会派共用費について準用する。

（会派共用費の届出等）

第7条 所属する議員から会派共用費を徴収しようとする会派の代表者は、あらかじめ、その旨及び徴収しようとする会派共用費の額を議長に届け出なければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに議長に届け出なければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに議長に届け出なければならない。

（経理責任者）

第8条 会派共用費を徴収しようとする会派は、会派共用費の収入及び支出に関する経理責任者を置かなければならない。

(政務活動費収支報告書等の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、毎年5月31日までに前年度に交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出について、別表の左欄に掲げる費目の区分に従い政務活動費収支報告書を作成し、当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。この場合において、会派共用費を支出した議員は、当該会派共用費の支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類の添付を省略することができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、議員でなくなったときは、議員であった者(死亡した議員にあつては、その相続人)は、当該事由の生じた日から30日以内に政務活動費収支報告書を作成し、当該支出に係る会計帳簿、領収書等の証拠書類を添付して、議長に提出しなければならない。

3 第1項前段及び前項の規定は、会派共用費について準用する。この場合において、第1項前段中「政務活動費の交付を受けた議員」とあるのは「経理責任者」と、「交付を受けた政務活動費」とあるのは「所属する議員から徴収した会派共用費」と、「政務活動費収支報告書」とあるのは「会派共用費収支報告書」と、前項中「前項前段」とあるのは「次項において準用する前項前段」と、「議員でなくなった」とあるのは「会派が解散した」と、「議員であった者(死亡した議員にあつては、その相続人)」とあるのは「当該会派の経理責任者であった者」と、「政務活動費収支報告書」とあるのは「会派共用費収支報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(議長の調査権)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用を図るため、前条の規定により提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書(これらの報告書に添付される証拠書類を含む。第12条において同じ。)について、必要に応じて調査することができる。

2 議長は、政務活動費が第5条の2第1項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の経費の範囲において使用されていないと認めるときは、その修正を求めることができる。

(政務活動費等の返還)

第11条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から政務活動に必要な経費として支出した総額を控除した額に残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市に返還しなければならない。

2 前項の規定は、会派共用費について準用する。この場合において、同項中

「議員」とあるのは「経理責任者」と、「交付を受けた政務活動費」とあるのは「所属する議員から徴収した会派共用費」と、「政務活動費を」とあるのは「会派共用費を」とそれぞれ読み替えるものとする。

(政務活動費収支報告書等の保存)

第12条 議長は、第9条の規定により提出された政務活動費収支報告書及び会派共用費収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成20年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成19年度までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月19日条例第79号)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 高槻市附属機関設置条例(平成24年高槻市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表市長高槻市特別職報酬等審議会の項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別表（第5条の2、第9条関係）

費 目	内 容
研 修 会 ・ 会 議 費	研修会及び会議に係る経費（講師謝金、出席者負担金・会費等）
資 料 購 入 及 び 作 成 費	資料の購入及びその作成に係る経費（図書及び資料等購入費、翻訳料、印刷費、写真・コピー代等）
広 報 費	広報に係る経費（広報紙印刷費、郵送料、送料等）
使 用 料 及 び 借 上 料	会議室等の使用及び借上げに係る経費（会場使用料、事務機器リース料等）
通 信 運 搬 費	通信運搬に係る経費（通信料等）
旅 費 及 び 交 通 費	移動に係る経費（旅費、交通費、燃料費、自動車借上料等）
事 務 雑 費	その他の経費として上記各費目に該当しないもの（文具費、消耗器材費、事務機器の購入及び修理代等）
会 派 共 用 費	

# 高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成20年1月31日

規則第3号

改正 平成25年2月26日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年高槻市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、議長を経由して、政務活動費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった議員について、交付すべき年間分の政務活動費の額を決定したときは、当該議員に対して政務活動費交付決定書（様式第2号）を交付するものとする。

(交付の請求)

第4条 前条の政務活動費交付決定書の交付を受けた議員は、各四半期における政務活動費の交付日の10日前までに、政務活動費交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(会派共用費の徴収等の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による会派共用費を徴収する旨及び徴収する額の届出は、会派共用費届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、会派共用費変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

3 条例第7条第3項の規定による会派の解散の届出は、会派解散届出書（様式第6号）により行うものとする。

(会派共用費届出書等の写しの送付等)

第6条 議長は、条例第7条の規定により提出された会派共用費届出書等の写しを市長に送付するとともに、当該届出の内容を公表するものとする。

(政務活動費収支報告書等)

第7条 条例第9条第1項の政務活動費収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第7号)とする。

2 条例第9条第3項において読み替えて準用する同条第1項の会派共用費収支報告書は、会派共用費収支報告書(様式第8号)とする。

(政務活動費収支報告書等の写しの送付)

第8条 議長は、条例第9条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書及び同条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により提出された会派共用費収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の調製等)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は政務活動費の支出について、会派共用費を徴収した会派の経理責任者は会派共用費の支出について、それぞれ会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の高槻市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成20年度以降に交付される政務調査費について適用し、平成19年度までに交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月26日規則第2号)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 改正後の高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

政務活動費交付申請書

平成 年 月 日

（宛先）高槻市長  
（高槻市議会議長経由）

議員名 印

平成 年度分の政務活動費の交付を受けたいので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 円  
（平成 年 月から平成 年 月まで）

様式第2号（第3条関係）

政務活動費交付決定書

第 号  
平成 年 月 日

議員名 様

高槻市長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度分の政務活動費の交付について、次のとおり決定しました。

交付決定額 円  
(平成 年 月から平成 年 月まで)

様式第3号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

平成 年 月 日

（宛先）高槻市長

議員名 印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、  
次のとおり政務活動費（平成 年度 第 四半期分）を請求します。

請求額 円  
（平成 年 月から平成 年 月分まで）

様式第4号（第5条関係）

会派共用費届出書

平成 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

会派共用費を徴収することとしたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

会 派 構 成 員 数		人
徴収する会派共用費の額	議員1人当たり 月額	円
徴収する会派共用費の 年 度 の 合 計 額		円

様式第5号（第5条関係）

会派共用費変更届出書

平成 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

先に届け出ました会派共用費届出書について、次のとおり変更がありましたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

変 更 事 項	
変更の理由	
変更年月日	平成 年 月 日

様式第6号（第5条関係）

会派解散届出書

平成 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

会 派 名

代表者名

印

次のとおり会派を解散しましたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

解散会派の名称	
解 散 年 月 日	平成 年 月 日

様式第7号（第7条関係）

政務活動費収支報告書（平成 年度分）

平成 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

議員名

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり平成 年度分の政務活動費について収支を報告いたします。

1 収入 (単位：円)

費 目	金 額
政 務 活 動 費	
預 金 利 子	
合 計	

2 支出 (単位：円)

費 目	金 額	主たる支出の内容
研 修 会 ・ 会 議 費		
資 料 購 入 及 び 作 成 費		
広 報 費		
使 用 料 及 び 借 上 料		
通 信 運 搬 費		
旅 費 及 び 交 通 費		
事 務 雑 費		
会 派 共 用 費		
合 計		

3 残額 \_\_\_\_\_ 円

様式第8号（第7条関係）

会派共用費収支報告書（平成 年度分）

平成 年 月 日

（宛先）高槻市議会議長

会 派 名

経理責任者名

印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、次のとおり平成 年度分の会派共用費について収支を報告いたします。

1 収入 (単位：円)

費 目	金 額
会 派 共 用 費	
預 金 利 子	
合 計	

2 支出 (単位：円)

費 目	金 額	主たる支出の内容
研 修 会 ・ 会 議 費		
資 料 購 入 及 び 作 成 費		
広 報 費		
使 用 料 及 び 借 上 料		
通 信 運 搬 費		
旅 費 及 び 交 通 費		
事 務 雑 費		
合 計		

3 残額 \_\_\_\_\_ 円

## 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

### 第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

## 高槻市情報公開条例（抜粋）

### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

3 実施機関は、市民の生活の向上及び充実を図るため、公文書の公開と併せて市民が必要とする情報を迅速に提供するよう努めなければならない。

### （公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11

年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益が不当に害されるおそれがある場合にあっては、当該氏名に係る部分を除く。

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報を除く。

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 法令の規定により又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公開することができない情報

2 実施機関は、非公開情報であっても、期間の経過により前項各号のいずれにも該当しなくなったものについては、公開しなければならない。

## 公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抜粋）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

- 2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りではない。
- 3 何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。
- 4 何人も、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者に対して、これを勧誘し、又は要求してはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必

要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

様式第1号（第2条関係）

《記載例》

政務活動費交付申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市長 〇〇 〇〇 様  
（高槻市議会議長経由）

議員名 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度分の政務活動費の交付を受けたいので高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 840,000 円  
（平成〇〇年 4月から平成〇〇年 3月まで）

政務活動費交付決定書

高槻市指令（政）第〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

議員名 〇〇 〇〇 様

高槻市長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました平成〇〇年度分の政務活動費の交付について、次のとおり決定しました。

交付決定額 **840,000** 円  
(平成〇〇年 4月から平成〇〇年 3月まで)

政務活動費交付請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市長 〇〇 〇〇 様

議員名 〇〇 〇〇 印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、  
次のとおり政務活動費（平成〇〇年度 第1四半期分）を請求します。

請求額 210,000 円  
（平成〇〇年 4月から平成〇〇年 6月分まで）

会派共用費届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇 〇〇 様

会派名 〇〇〇〇議員団

代表者名 〇〇 〇〇 印

会派共用費を徴収することとしたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

会派構成員数	〇〇人
徴収する会派共用費の額	議員1人当たり月額 〇〇, 〇〇〇円
徴収する会派共用費の年度の合計額	〇〇〇, 〇〇〇円

会派共用費変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇 〇〇 様

会派名 〇〇〇〇議員団

代表者名 〇〇 〇〇 印

先に届け出ました会派共用費届出書について、次のとおり変更がありましたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	会派構成員数 〇〇人から〇〇人に
変更の理由	〇〇〇〇議員が会派に加入したため
変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

会派解散届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇 〇〇 様

会 派 名 〇〇〇〇議員団

代表者名 〇〇 〇〇 印

次のとおり会派を解散しましたので、高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

解散会派の名称	〇〇〇〇議員団
解 散 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 政務活動費収支報告書（平成〇〇年度分）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇 〇〇 様

議員名 〇〇 〇〇 印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり平成〇〇年度分の政務活動費について収支を報告いたします。

## 1 収入 (単位：円)

費 目	金 額
政 務 活 動 費	840,000
預 金 利 子	27
合 計	840,027

## 2 支出 (単位：円)

費 目	金 額	主たる支出の内容
研 修 会 ・ 会 議 費	23,270	研修会参加費、会議時の飲み物代
資 料 購 入 及 び 作 成 費	138,750	調査報告書印刷費、図書購入費、コピー代
広 報 費	287,200	議会広報印刷費、郵送料
使 用 料 及 び 借 上 料	87,940	事務機器リース代
通 信 運 搬 費	107,520	電話代、郵送料
旅 費 及 び 交 通 費	158,790	ガソリン代、旅費、タクシー代
事 務 雑 費	49,382	事務機器購入、文房具
会 派 共 用 費	60,000	
合 計	912,852	

3 残額 △72,825 円

## 会派共用費収支報告書（平成〇〇年度分）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇 〇〇 様

会 派 名 〇〇〇〇議員団

経理責任者名 〇〇 〇〇 印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、次のとおり平成〇〇年度分の会派共用費について収支を報告いたします。

## 1 収入 (単位：円)

費 目	金 額
会 派 共 用 費	720,000
預 金 利 子	17
合 計	720,017

## 2 支出 (単位：円)

費 目	金 額	主たる支出の内容
研 修 会 ・ 会 議 費	127,350	講師謝金、会議時の飲み物代
資料購入及び作成費	131,280	資料印刷代、図書購入費、コピー代
広 報 費	328,230	会派議会広報印刷費、郵送料
使用料及び借上料	114,780	会場借上料、事務機器リース代
通 信 運 搬 費	26,370	議員控室テレビ受信料
旅 費 及 び 交 通 費	17,130	交通費、プリペイドカード
事 務 雑 費	8,418	事務文具
合 計	753,558	

3 残額 △33,541 円

口座振替先届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市長 〇〇 〇〇 様

議員名 〇〇 〇〇 印

政務活動費の口座振替先について、下記のように届け出ます。

〇 〇 銀行 〇 〇 支店	
預金種別 (○で囲む) ① 普通 2 当座	口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義 (フリガナ) マル マル マル マル 〇 〇 〇 〇	

会派共用費領収書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

議員名 〇〇〇〇様

会派名 〇〇〇〇議員団

代表者名 〇〇〇〇印

下記のとおり会派共用費として受領しました。

記

受領した額 〇〇,〇〇〇円

その内訳 平成〇〇年 4月分から平成〇〇年 6月分まで

以上

経理責任者届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇 〇〇 様

会派名 〇〇〇〇議員団

代表者名 〇〇 〇〇 印

下記のとおり経理責任者を届け出ます。

記

経理責任者の氏名 〇〇 〇〇

以上

支払額の  
入力は不用

作成日の入力

平成〇〇年度

帳簿 (政務活動費用)

様式第4号  
(その1)

月日	支出 書 番号	摘要	収入額	支払額	残額	費目								
						研究会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬 費	旅費及び 交通費	事務雑費	会派共用 費	
4 2	0001	会議時飲み物代		720	-720	720								
4 4	0002	書籍代 収入額を入力してください。		1,200	-1,920		1,200							
4 15	0003	政務活動費 (4月~6月分)	210,000		208,080									
4 18	0004	会派共用費		10,000	198,080									10,000
4 22	0005	駐車場代		500	197,580			500						
4 25	0006	文具代		800	196,780									800
4 28	0007	インターネット使用料		3,000	193,780				3,000					
4 30	0008	タクシー代		2,000	191,780						2,000			
4 30	0009	印刷機リース料		15,000	176,780			15,000						
4 30	0010	郵送料		600	176,180					600				
4 30	0011	J スルーカード		5,000	171,180						5,000			
4 30	0012	電話代		10,000	161,180					10,000				
4 30	0013	ガソリン代		10,000	151,180						10,000			
4 30	0014	事務機器購入費		25,000	126,180								25,000	
4 30	0015	新聞代 (4月分)		3,925	122,255			3,925						
4 30	0016	利息	2		122,257									
	0017				122,257									
	0018				122,257									
	0019				122,257									
	0020				122,257									

月額の上限額と按分率が設定されている費目については、月末に当月分を計上してください。

利息が発生した場合、摘要欄に、「利息」と入力し、収入額に金額を入力してください。

左の支出について、該当する費目に金額を入力してください。

様式第4号  
(その2)

作成日の入力

平成〇〇年度

支払額の  
入力は不用

会計帳簿 (会派共用費用)

《記載例》

1 ページ

月日	支出 書 番号	摘要	収入額	支払額	残額	費 目										
						研究会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬 費	旅費及び 交通費	事務雑費				
4 1	0001	コピー代		6,000	-6,000		6,000									
4 15	0002	会派共用費	100,000		94,000											
4 18	0003	事務機器リース料		15,000	79,000				15,000							
4 21	0004	文具代		5,200	73,800											5,200
4 25	0005	交通費		12,000	61,800										12,000	
4 30	0006	図書購入費		2,000	59,800		2,000									
4 30	0007	会議時飲み物代		1,080	58,720	1,080										
4 30	0008	議員控室テレビ受信料		2,100	56,620										2,100	
4 30	0009	会派議会広報印刷費、郵送料		50,000	6,620			50,000								
4 30	0010	利息	2		6,622											
	0011				6,622											
	0012				6,622											
	0013				6,622											
	0014				6,622											
	0015				6,622											
	0016				6,622											
	0017				6,622											
	0018				6,622											
	0019				6,622											
	0020				6,622											

利息が発生した場合、摘要欄に、「利息」と入力し、収入額に金額を入力してください。

左の支出について、  
該当する費目に金額を入力してください。

政 務 活 動 費 支 出 書

会計帳簿(1ページ)の印刷支出書を左クリック。  
↓  
支出書番号を入力  
↓  
OKを左クリックすると、支出書が自動で出力されます。

支出書番号 **2**

会 派 名	〇〇議員団	平成〇〇年〇月〇日 発行
		平成〇〇年度
議 員 名	〇〇 〇〇	費 目
		資料購入及び作成費

下記の金額を支出する。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	1	2	0	0

ただし

書籍代

備 考

・按分による場合 政務活動費充当額(上限額がある場合その額)

按分による場合は、支出書を印刷した後、  
手書きで計算式等を記入してください。

円

支払い額

按分率

円 × / = 円

・広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名 ( 〇〇〇〇 )

会 派 共 用 費 支 出 書

会計帳簿(1ページ)の印刷支出書を左クリック。  
↓  
支出書番号を入力  
↓  
OKを左クリックすると、支出書が自動で出力されます。

支出書番号 6

会 派 名	〇〇議員団	平成〇〇年〇月〇日 発行
代 表 者	〇〇 〇〇	平成〇〇年度
経理責任者	〇〇 〇〇	費 目 資料購入及び作成費

下記の金額を支出する。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	2	0	0	0

ただし

図書購入費

備 考

・按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

按分による場合は、支出書を印刷した後、手書きで計算式等を記入してください。 円

支払い額 円 × 按分率 / = 円

・広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（ 〇〇〇〇 ）

政務活動費支払証明書

支出書番号 9

金額	¥ 1 5 0 0 0	費目	使用料及び借上料
----	-------------	----	----------

内 訳

金額	摘要	支払先（住所、氏名）
15,000円	印刷機リース料（4月分）	高槻市〇〇町〇-〇 株式会社 〇〇

金額、摘要、支払先、理由等、手書きで記入してください。

理由

銀行口座から自動引き落としの為。



領収書がない理由等、記入してください。

上記のとおり支払いしたことを証明します。

平成 年 月 日

支払日、氏名を記入し、印鑑を押印してください。

氏名

印

会派共用費支払証明書

支出書番号

3

金額

¥ 1 5 0 0 0

費目

内 訳

金額

摘要

支払先(住所、氏名)

15,000円

印刷機リース料(4月分)

高槻市〇〇町〇-〇

株式会社 〇〇

金額、摘要、支払先、理由等、手書きで記入してください。

理由

銀行口座から自動引き落としの為。

領収書がない理由等、記入してください。

上記のとおり支払いしたことを証明します。

平成 年 月 日

支払日、経理責任者の氏名を  
記入し、印鑑を押印してください。

経理責任者

氏名

印





使用電話番号届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇〇〇 様

議員名 〇〇〇〇 印

政務活動費の通信運搬費を充てる使用電話番号を下記のとおり届け出ます。

記

固定電話の番号 〇〇〇—〇〇〇〇

携帯電話の番号 〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇



出張実施簿（管外）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇 〇〇 様

議員名 〇〇 〇〇 印

下記のとおり出張したので報告します。

出張の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日（火）～  平成〇〇年〇〇月〇〇日（水）		
出張先	東京都〇〇区〇〇〇センター		
出張の目的	<input type="radio"/> 研修会・会議 <input type="radio"/> 調査 <input type="radio"/> 視察 <input type="radio"/> その他（ ） ＊いずれかに〇を付けてください。また、その他の場合は、その内容を記入してください。		
旅費額	交通費	宿泊料	合計額
	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円
参加費等その他必要な経費	〇〇, 〇〇〇円		
費用総額	〇〇, 〇〇〇円		

\* 参考となる書類があれば、添付して下さい。

出張実施簿 (管内)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

議員名 〇〇 〇〇 印

出張年月日	用務	出張先	利用経路	運賃
〇〇 〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇 の調査のため	〇〇〇〇	J R高槻～J R大阪、 地下鉄東梅田～天満 橋	〇〇〇 円
〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇 の協議のため	〇〇〇〇	阪急高槻市～阪急吹田	〇〇〇 円
〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇 会議に出席	〇〇〇〇	J R高槻～J R茨木	〇〇〇 円
〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇 の協議のため	〇〇〇〇	阪急高槻市～阪急吹田	〇〇〇 円
〇〇 〇〇	〇〇〇〇の協 議・調整の ため	〇〇〇〇	J R高槻～J R新大阪	〇〇〇 円
				円
				円
				円
合計額 (平成〇〇年〇〇月分)				〇, 〇〇〇 円



備品設置届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

高槻市議会議長 〇〇 〇〇 様

議員名 〇〇 〇〇 印  
(会派名及び代表者名)

備品を購入したので、下記のとおり備品の設置について届け出ます。

記

備品名	価格	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇 円	平成〇〇年〇〇月〇〇日 購入
	円	
	円	

以上

## 会派共用費届出公表書

高槻市議会議長 ○○ ○○ 印

高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、同条例施行規則第5条第1項の規定により会派共用費の届出があったので、同条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

## 記

(単位：人及び円)

会 派 名	会派構 成員数	議員1人当たりか ら徴収する月額	会派として徴収する 年度の合計額
○○○○議員団	○○	○○,○○○	○,○○○,○○○
○○○○議員団	○	○,○○○	○○○,○○○
○○○○議員団	○	○,○○○	○○○,○○○
○○○○議員団	○	○○,○○○	○,○○○,○○○
○○○○議員団	○	○,○○○	○○○,○○○
○○○○○	○	○,○○○	○○○,○○○

以上